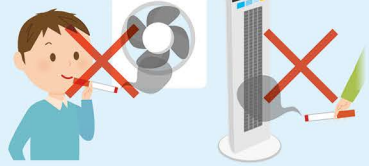


## たばこの煙から子どもたちを守るために

心身の成長段階にある子どもは、大人に比べ、受動喫煙による健康への影響が大きいことがわかっています。以下のようなことにも気をつけて、**周りの大人は、子どもたちが受動喫煙にあうことがないよう努めましょう!**

**Q** 換気扇や空気清浄機があれば大丈夫?

**A** 家庭用の換気扇では、十分な換気はできません。また、空気清浄機ではたばこの煙の有害物質を除去できません!



**Q** ベランダで吸えば大丈夫?

**A** サッシや窓の隙間から室内に煙が流れ込む他、喫煙者が室内に戻ってから吐く息の中にも有害物質が含まれるので、受動喫煙を防ぐことはできません!



**Q** 屋外で吸えばどこでも大丈夫?

**A** たばこの煙は広範囲に広がるため、屋外であっても受動喫煙にあうことがあります。特に子どもが多く利用する公園や通学路などでは配慮が必要です。



### ① 改正健康増進法について

国においては、受動喫煙防止対策を強化する改正健康増進法が、平成30年(2018年)7月に公布され、2020年4月1日に施行となりますが、一部の規定はそれより前に施行されることとなっています。改正健康増進法では、望まない受動喫煙をなくすため、多数の者が利用する施設において、原則敷地内禁煙や屋内禁煙などが規定されており、罰則も設けられています。県民の皆さんは、本条例の内容はもとより、改正健康増進法の内容についても正しく知り、それぞれが、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう取り組んでいくことが必要です。

## お問い合わせ先

### この条例について

山口県議会事務局

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL:083-933-4160 FAX:083-933-4129

E-mail:a30000@pref.yamaguchi.lg.jp

### 受動喫煙防止全般について

山口県健康増進課

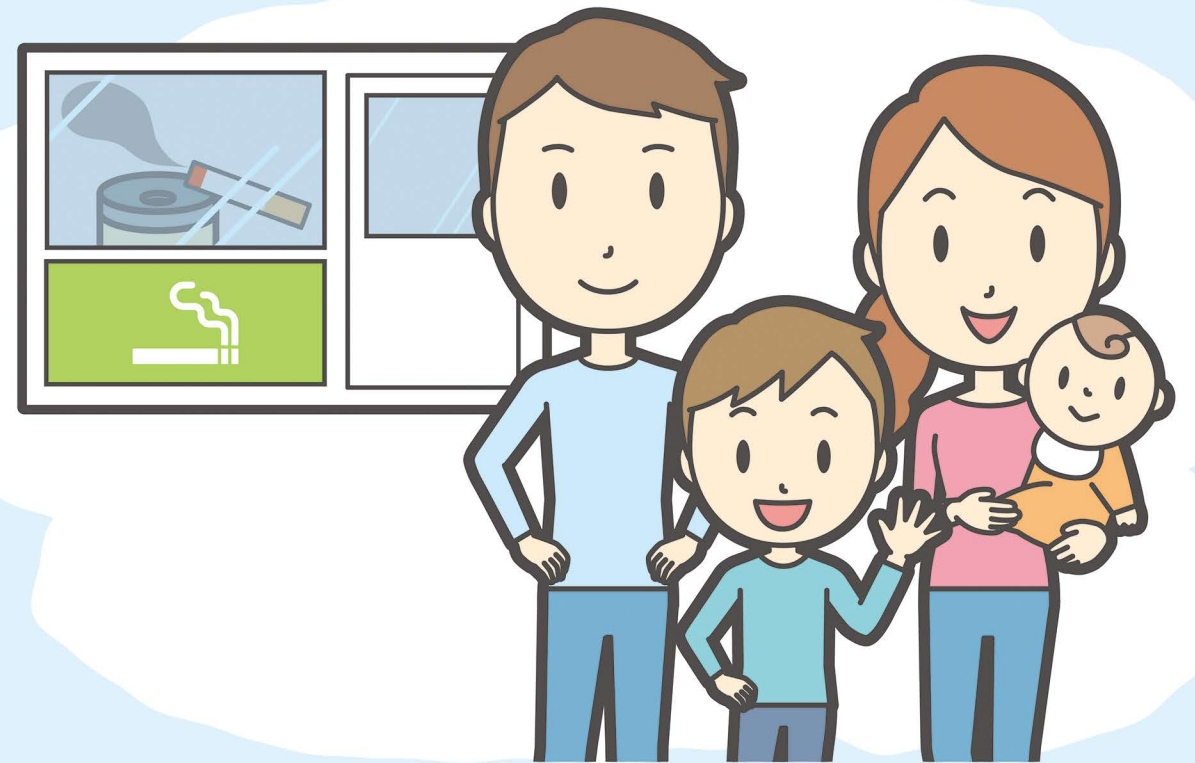
〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL:083-933-2950 FAX:083-933-2969

E-mail:a15200@pref.yamaguchi.lg.jp

# 受動喫煙防止の取組の推進に関する条例

〈平成30年10月16日施行〉



## … 受動喫煙防止の取組の推進に関する条例とは? …

人が、他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされる受動喫煙によって、肺がんや脳卒中などの疾患にかかりやすくなるのが、科学的に明らかになっています。また、他人の喫煙による煙や臭いを不快に思う人もいます。

県民が健康で快適な生活を維持する上で、受動喫煙の防止に取り組むことは重要ですが、現在も多くの人々が、飲食店や職場などで受動喫煙にあっているという実態があり、さらに取組を進めていくことが必要です。

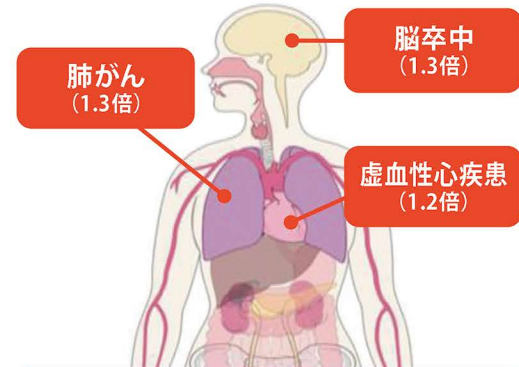
本県では、県民誰もが受動喫煙による健康への影響などについて理解を深め、受動喫煙の防止についての気運を高めていくため、平成30年10月に、議員提案により「受動喫煙防止の取組の推進に関する条例」を制定しました。 ※この条例における「たばこ」には「加熱式たばこ」も含まれます。



## 受動喫煙による健康への影響は？

受動喫煙により、様々な病気のリスクが高まります！

●受動喫煙によりリスクが高まる病気



乳幼児突然死症候群 (SIDS) (4.7倍)

(出典:「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」、国立がん研究センターがん情報サービス)

受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計される人数は、

全国で

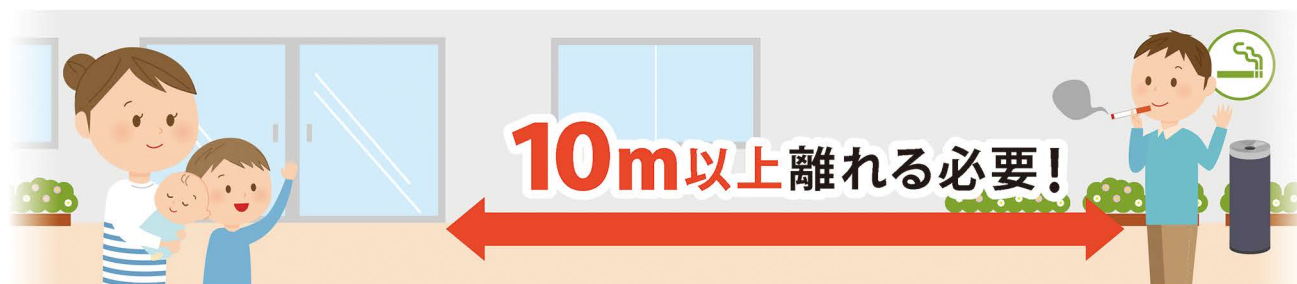
年間 **15,000人!**

(出典:厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」)

## たばこの煙はどこまで届く？

屋外における無風という状態下で、ひとりの喫煙者によるたばこの煙の到達範囲は直径14メートル(半径7メートル)の円周内とされています。(出典:「屋外における受動喫煙防止に関する日本禁煙学会の見解と提言」平成18年3月)

本県では、これを参考に専門家等で構成された検討委員会で検討した結果、複数の喫煙者がたばこを吸う場合などを考え、屋外に喫煙場所を設置する場合は、通路、出入口、子どものいる空間等からおおむね **10m以上離すこと**としています。



## 山口県の受動喫煙の状況は？

●最近1か月間に、受動喫煙にあった者の割合

区分	割合
飲食店	43.8%
職場	39.1%
遊技場	32.0%

(出典:山口県健康福祉部健康増進課「平成29年度健康づくりに関する県民意識調査」)

全国的に受動喫煙への関心が高まる中で、本県では

受動喫煙防止の  
取組強化が必要

受動喫煙防止の  
取組の推進に  
関する条例を制定!

## わたしたちの責務と役割

条例では、以下のような内容を定めています。

**さあ、健康で快適な生活をおくることができるよう、みんなで受動喫煙の防止に取り組みましょう!**

### 県民の皆さん

- 受動喫煙に関する正しい知識の習得に努めましょう!
- 県や市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に協力するよう努めましょう!
- 身の回りにいる子どもが受動喫煙にあうことがないように努めましょう!



### 事業者、施設管理者の皆さん

- 受動喫煙に関する正しい知識の習得に努めましょう!
- 事務所や施設において、室内を禁煙にすることや喫煙場所をはっきり表示するなど、受動喫煙を防止するための環境の整備に努めましょう!
- 県や市町が実施する受動喫煙の防止のための取組に協力するよう努めましょう!



### 県

- 受動喫煙に関する正しい知識の普及や県民等の気運の醸成その他必要な取組を行います。
- 市町及び学校などの教育機関と連携し、子どもや保護者が受動喫煙に関する正しい知識を習得するための教育を進めます。
- 市町や事業者又は施設管理者などが行う受動喫煙の防止のための取組を支援するため、受動喫煙に関する情報の提供や専門的又は技術的な助言を行います。